

令和6年度介護報酬改定により義務化された事項について

介護報酬改定により、令和6年度より義務化されたもの、令和7年度以降に義務化が予定されているものについて取りまとめています。みよし広域連合が指定しているサービスについてのみ記載しています。それぞれの詳細につきましては参考資料をご参照ください。

(みよし広域連合が指定しているサービス・令和7年1月28日現在)

地域密着型通所介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、
居宅介護支援事業、介護予防支援事業、
第1号訪問事業(訪問型サービス)、第1号通所事業(通所型サービス)

1 令和6年度より義務化された事項

(1) 業務継続計画未策定減算の適用

対象：全サービス

(注意事項)

令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しません。

訪問系サービス、居宅介護支援事業、介護予防支援事業については、令和7年4月1日より適用となります。減算を適用しない場合は、体制等に関する届出の提出をお願いする予定です。

(2) 高齢者虐待防止未実施減算の適用

対象：全サービス

(3) 身体的拘束廃止未実施減算の適用

対象：短期入所系サービス、多機能系サービス(みよし広域連合が指定しているサービスは、短期入所認知症対応型共同生活介護)

(4) 感染症の予防及びまん延防止のための措置の実施

対象：全サービス

(5) 認知症介護基礎研修の受講

対象：全サービス（みよし広域連合が指定しているサービスのうち、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、第1号訪問事業（訪問型サービス）、第1号通所事業（通所型サービス）は**対象外**）

(6) 協力医療機関との連携

対象：施設系サービス、居住系サービス（みよし広域連合が指定しているサービスは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護）

（注意事項）

下のア～ウの要件のうち、**アについては、（介護予防）認知症対応型共同生活介護は努力義務、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は経過措置による努力義務（令和9年4月1日より義務）**となります。

- ア 協力医療機関との連携体制の構築（※）
- イ 広域連合への届出（義務化・年1回以上）
- ウ 退院後の再入院

(7) 介護サービス事業者の経営情報の報告・公表

対象：全サービス（みよし広域連合が指定しているサービスのうち、介護予防支援事業、第1号訪問事業（訪問型サービス）、第1号通所事業（通所型サービス）は**対象外**）

（注意事項）

令和7年1月より運用開始。毎会計年度終了後3か月以内に報告が必要になります。（初年度は**令和7年3月まで**）

2 令和7年度以降に義務化が予定されている事項

(1) ウェブサイトへの重要事項の掲載 令和7年4月1日より義務化

対象：全サービス

**(2) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を
検討するための委員会の設置**

令和9年4月1日より義務化（令和9年3月31日までは努力義務）

対象：短期入所系サービス、居住系サービス、多機能系サービス、施設系サービス（みよし
広域連合が指定しているサービスは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、（介護
予防）認知症対応型共同生活介護）

※新規で義務化された事項（令和3年度改定からの経過措置含む）について記載しています。
既存の運営基準等の要件変更等については、[令和6年度介護報酬改定について（厚生労働省
ホームページ）](#)をご確認ください。